

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱

制定	平成23年	4月	1日
改正	平成23年	8月10日	
改正	平成24年	4月	1日
改正	平成24年	12月17日	
改正	平成25年	4月	1日
改正	平成26年	3月19日	
改正	平成26年	11月25日	
改正	平成27年	4月	1日
改正	平成27年	9月14日	
改正	平成28年	4月	1日
改正	平成28年	11月15日	
改正	平成29年	4月	1日
改正	平成29年	9月19日	
改正	平成30年	4月	1日
改正	平成31年	4月	1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県住宅耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅（人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいい、戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの
 - イ 販売を目的とするもの
- (2)「既存木造住宅」とは、既存住宅のうち、木造の住宅（在来工法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法）をいう。
- (3)「既存非木造住宅」とは、既存住宅のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅をいう。
- (4)「木造住宅耐震化促進事業」とは、第13号から第15号までに掲げる事業をいう。
- (5)「非木造住宅耐震化促進事業」とは、第16号から第18号までに掲げる事業をいう。
- (6)「耐震診断士」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基

づき登録された建築士をいう。

- (7)「構造設計一級建築士」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2第3項の規定により国土交通大臣から構造設計一級建築士証の交付を受けた建築士をいう。
- (8)「登録設計事務所」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (9)「登録工務店」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。
- (10)「木造住宅耐震診断」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第3項の規定による平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号の別添建築物の耐震診断の指針第1の1の規定又は「改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき耐震診断士が実施する耐震診断をいう。
- (11)「木造住宅耐震改修設計」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（計画書及び積算見積書を含む。）の作成であって、登録設計事務所に所属する耐震診断士が行うものをいう。ただし、市町村が別途附帯条件を設けることを妨げない。
- (12)「木造住宅耐震改修工事」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、登録工務店が行うものをいう。ただし、市町村が別途附帯条件を設けることを妨げない。
- (13)「木造住宅耐震診断事業」とは、既存木造住宅を対象に市町村が行う耐震診断をいう。
- (14)「木造住宅耐震改修設計費補助事業」とは、既存木造住宅の耐震改修設計に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (15)「木造住宅耐震改修費補助事業」とは、既存木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (16)「非木造住宅耐震診断費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (17)「非木造住宅耐震改修設計費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震改修設計に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (18)「非木造住宅耐震改修費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (19)「コンクリートブロック塀耐震対策事業」とは、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等を対象に、撤去等に要する費用の一部を当該塀等の所有者に対して市町村が補助する事業及び市町村が撤去等を行う事業をいう。
- (20)「老朽住宅等除却事業」とは、老朽化した住宅等を対象に、除却に要する費用の一部を当該住宅等の所有者に対して市町村が補助する事業及び市町村が除却を行う事業をいう。
- (21)「空き家住宅」とは、本要綱に定める事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、放置することにより老朽化が進むおそれがある住宅をいう。
- (22)「空き建築物」とは、本要綱に定める事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、放置することにより老朽化が進むおそれがある建築物をいう。

- (23)「空き家活用促進事業」とは、空き家住宅又は空き建築物（以下「空き家」という。）を対象に市町村が耐震改修工事、断熱改修工事、バリアフリー工事及びトイレの水洗化工事等（以下「改修工事等」という。）を行い、市町村が管理・運営する住宅（公営住宅を除く）又は就寝の用に供する居室が存し、かつ、地域活性化のための計画的利用に供される建築物（以下「公的住宅等」という。）として活用する事業をいう。
- (24)「住宅耐震対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が既存住宅の耐震対策の加速化を図るために戸別訪問等を行う事業をいう。
- (25)「住宅段階的耐震改修支援事業」とは、既存木造住宅のうち戸建て及び併用住宅の耐震改修工事を段階的にを行うために要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。
- (26)「こうち健康・省エネ住宅」とは、こうち健康・省エネ住宅推進事業費補助金交付要綱第2条第2項に規定するこうち健康・省エネ住宅をいう。
- (27)「空き家対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が空き家の除却又は活用の加速化を図るために空き家の調査等を行う事業をいう。
- (28)「空き家活用費補助事業」とは、空き家の改修設計、改修工事等に要する費用の一部を当該空き家の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。
- (29)「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条の規定に基づき知事が指定した区域をいう。
- (30)「危険住宅」とは、敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない構造（以下「既存不適格」という。）で現に居住している住宅をいう。
- (31)「がけ地近接等危険住宅移転事業」とは、危険住宅の移転又は除却を行う費用の一部を当該危険住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (32)「住宅等土砂災害対策促進事業」とは、土砂災害特別警戒区域内の危険住宅及び一以上の居室を有する建築物（既存不適格であるものに限る。以下「危険住宅等」という。）を土砂災害に対して安全な構造とする費用の一部を当該危険住宅等の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。

（補助目的及び補助対象経費等）

第3条 県は、南海トラフ地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存住宅又は建築物を対象に市町村が行う木造住宅耐震化促進事業、非木造住宅耐震化促進事業、コンクリートブロック塀耐震対策事業、老朽住宅等除却事業、空き家活用促進事業、住宅耐震対策市町村緊急支援事業、住宅段階的耐震改修支援事業、空き家対策市町村緊急支援事業、空き家活用費補助事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、及び住宅等土砂災害対策促進事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業については別表第2に、住宅段階的耐震改修支援事業については別表第3に、コンクリートブロック塀耐震対策事業については別表第5に、老朽住宅等除却事業につい

ては別表第6に、空き家活用促進事業については別表第7に、住宅耐震対策市町村緊急支援事業については別表第8に、空き家対策市町村緊急支援事業については別表第9に、空き家活用費補助事業については別表第10に、がけ地近接等危険住宅移転事業については別表第11に、住宅等土砂災害対策促進事業については別表第12に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更(事業費の30パーセント以内の減額又は事業間の配分の変更をいう。)又は知事が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合であって、当該期間の延長が翌年度にわたるときには、あらかじめ別記第4号様式による事業実施期間延長承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額とし控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。

い。

- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (12) 間接補助事業者等（規則第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。以下同じ。）に県税の滞納がないこと。
- (13) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては間接補助事業者等に対して前各号の条件を付さなければならないこと。

（補助金の交付の決定の通知）

第6条 知事は、第4条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

（補助金の交付の申請の取下げの期日）

第7条 市町村が規則第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知後15日以内とする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条の2 知事は、間接補助事業者等が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（現場検査）

第8条 市町村は、補助事業について、必要に応じて現場検査を行うものとする。

2 知事は、市町村から要請があった場合は、前項の規定による現場検査に職員を同行させることができる。

（実績報告）

第9条 市町村は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、間接補助事業が3月31日までに完了しているものの同日までに完了実績報告書を提出することが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業が年度内に完了しない場合には、当該年度の3月31日までに、別記第6号様式による年度終了報告書を提出しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出にあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場

合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の完了実績を提出した後に、消費税の申告により郊外補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

- 2 知事は、第9条第2項の年度終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該実施結果に応じて補助金を交付するものとする。

(報告等)

第12条 知事は、市町村に対して、補助事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告若しくは助言をすることができる。

(グリーン購入)

第13条 市町村は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成19年4月17日制定）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

- 3 この要綱の施行の日以前の予算に係る事業については、旧要綱の規定を適用するものとする。
- 4 旧要綱及び高知県木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成15年9月1日制定）、高知県木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付要綱（平成17年6月6日制定）に基づき実施された木造住宅耐震診断の結果は、引き続きこの要綱に定める木造住宅耐震診断事業の結果とみなす。この場合にあつては、報告書の「総合評点」を「上部構造評点のうち最小の値」と読み替えるものとする。

附則

この要綱中、別表第1及び別表第2の補助対象経費の項の改正規定は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第199号）の施行の日から、その他の規定は、平成23年8月10日から施行し、適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。ただし、空き家活用促進事業については、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年11月25日から施行し、平成26年4月1日以降に着手したのから適用する。ただし、住宅耐震対策市町村緊急支援事業に係る規定については平成26年11月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年9月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年9月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業名	木造住宅耐震診断事業	木造住宅耐震改修設計費補助事業	木造住宅耐震改修費補助事業			
補助事業者	市町村					
補助対象経費	既存木造住宅の所有者等（注）の依頼を受け、市町村が行う耐震診断士による木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存木造住宅の所有者等（注）が登録設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存木造住宅の所有者等（注）が登録工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）			
	限度額					
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	38,000円/棟	71,000円/棟	350,000円/棟	650,000円/棟	1,525,000円/棟	750,000円/戸 かつ 3,000,000円/棟
ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/棟を加算することができる	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は8,000円/棟を加算することができる			ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額までとする。耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する		
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの					
	①診断する住宅が、第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当するもの	①耐震診断士が設計するもの		①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの		
	②木造住宅耐震診断を一般財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム」を利用して行うもの又は一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフト（以下「認定ソフト」という。）の一般診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行うもの	②木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅に係るもの		③次のいずれかに該当するもの ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの イ 1階改修型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の上部構造評点が1.0以上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の耐震性があると知事が認めたもの		
		④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない				
対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く						
補助率	4分の1以内	4分の3以内		4分の1以内 ただし、経費の8割又は1,000,000円/戸のいずれか小さい額と市町村が補助する額との差については2分の1以内		
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。					

（注）既存木造住宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及びき家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする

別表第2（第3条関係）

補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業	非木造住宅耐震改修費補助事業			
補助事業者	市町村					
補助対象経費	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建設業者に依頼して行う耐震改修工事に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の検査を受ける経費を含む）			
	限度額					
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	38,000円/棟	71,000円/棟	350,000円/棟	650,000円/棟	1,525,000円/棟	750,000円/戸かつ 3,000,000円/棟
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/棟を加算することができる	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は8,000円/棟を加算することができる			耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する	
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの					
	①診断する住宅が、第2条第3号に規定する既存非木造住宅に該当するもの	①一級建築士又は二級建築士が設計するもの（注2）		①一級建築士又は二級建築士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの		
	②一級建築士又は二級建築士により実施するもの（注2）	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士又は二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの（注2）			③耐震改修工事について一級建築士又は二級建築士により「安全性」が確認されたもの（注2）	
	③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの	③耐震改修計画について一級建築士又は二級建築士により「安全性」が確認されたもの（注2）	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない			
対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く						
補助率	4分の1以内	4分の3以内		4分の1以内		
	ただし、経費の8割又は1,000,000円/戸のいずれか小さい額と市町村が補助する額との差については2分の1以内					
補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。						

（注1）既存非木造住宅の所有者等とは、既存非木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする

（注2）一級建築士又は二級建築士のうち、構造設計一級建築士等（注3）でない者が診断、設計及び「安全性」の確認を行う場合は、高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受けたものに限る

（注3）構造設計一級建築士等とは、構造設計一級建築士又は鉄骨造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう

別表第3（第3条関係）

補助事業名	住宅段階的耐震改修支援事業
補助事業者	市町村
	既存木造住宅（戸建住宅及び併用住宅に限る）の所有者が登録工務店に依頼して段階的に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む）
	限度額
	1,248,000円／棟
	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの ②木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業又は耐震診断士の精密診断法による診断の結果、評点が0.7未満と診断された住宅に係るもの ③認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が0.7以上となるもの ④申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ上部構造評点を1.0以上にすることを誓約書が提出されていること ⑤既存住宅所有者の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等（注）を導入している市町村であること ⑥対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる

（注）代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう

別表第4（第5条、第7条の2関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第5（第3条関係）

補助事業名	コンクリートブロック塀耐震対策事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)を、所有者又は市町村が登録工務店、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費
	限度額
	400,000円／件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路に位置する危険性の高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの
補助率	4分の1以内
	ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①14.に要する経費の3分の2と市町村が補助する額との差については2分の1以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- ①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1（ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～7を適用する。）に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの
- ②組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

別表第6（第3条関係）

補助事業名	老朽住宅等除却事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	老朽化した住宅等（注）を、所有者又は市町村が建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費
	限度額
	1,645,000円／件
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注）「老朽化した住宅等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- ①木造等においては別添測定基準表1の評点の合計が100点以上のもの
- ②鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2の評点の合計が100点以上のもの
- ③コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の評点の合計が100点以上のもの
- ④空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に規定する、空家等対策計画に基づき除却が行われ、跡地が地域活性化のために供されるもの

別表第7（第3条関係）

補助事業名	空き家活用促進事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	市町村が所有する又は借り受ける空き家（公営住宅を除く。）を、公的住宅等（注1）として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費
	限度額
	9,324,000円／戸 (ただし、こうち健康・省エネ住宅として再生する場合は、10,000,000円／戸)
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	<p>①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの</p> <p>②耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上である等、耐震改修工事を実施する必要がない場合にあつては、住宅の断熱化、高齢化対応、居住環境の向上に資する以下のいずれか一以上の工事を含めた改修工事（注2）を実施するもの</p> <p>ア 断熱改修工事 イ バリアフリー工事 ウ トイレの水洗化工事</p> <p>③借り受ける空き家については、事業完了後、補助事業者が公的住宅等として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの</p> <p>④対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）</p>
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる

（注1）公的住宅等のうち「就寝の用に供する居室を存し、かつ、地域活性化のための計画的利用に供される建築物」は、滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に限る

（注2）改修工事は、別添の空き家活用リフォーム設計基準に基づく工事とする

別表第8（第3条関係）

補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業	
補助事業者	市町村	
補助対象経費	既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え促進、出張説明会に要する経費	
	事業別限度額	
	戸別訪問	3,800円／戸 （ただし、効果促進のための作業等を追加する場合はこれによらないことができる。）
	地区カルテの作成	2,600円／戸
	耐震化率の向上に寄与する住み替え促進	12,000,000円 （委託料等の合計）
	出張説明会	30,000円／回
	ただし、上記によりがたい場合は個別に協議して定めるものとする。	
補助要件	住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①2.）に基づく取組を行う市町村が実施するもの	
補助率	4分の1以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる	

別表第9（第3条関係）

補助事業名	空き家対策市町村緊急支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家の除却又は活用の加速化を図るために行う空き家の調査及び実態を把握するために要する経費。ただし、住宅耐震対策市町村緊急支援事業で実施する「戸別訪問」及び「地区カルテの作成」に要する経費を除く
	限度額
	100,000円／戸
補助要件	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に規定する、空家等対策計画に基づき行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる

別表第10（第3条関係）

補助事業名	空き家活用費補助事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要支援者（注2）の居住に使用する住宅として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費
	限度額
	1,824,000円/戸
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	<p>①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの</p> <p>②個人が所有する空き家であること</p> <p>③事業完了後10年間以上、住宅確保要支援者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注3）に登録するもの</p> <p>④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの</p> <p>⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）</p>
補助率	3分の1以内かつ市町村の負担する額以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる

（注1）空き家の所有者から空き家を借り受ける特定非営利活動法人又は営利を目的とせず、住宅確保要支援者への居住等支援をしている団体（任意団体を除く。）

（注2）「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者や高知県への移住希望者等、市町村が住宅確保にあたって支援を要すると認める者

（注3）高知県居住支援協議会のホームページ、補助を行う市町村の空き家バンク※（a）又は「高知で暮らす。お家を探すねっと」※（b）

※（a） 地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をインターネット等を通じて提供する制度

※（b） 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会、高知県内の市町村及び高知県が協力し、高知県内の市町村へ移住を希望する人向けに、空き家等の不動産情報を集めて発信するための専用ホームページ

別表第 1 1 (第 3 条関係)

補助事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業				
補助事業者	市町村				
補助対象経費	危険住宅の除却及び危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する経費				
	限度額				
	除却費	建設又は購入費			
	危険住宅の除却に要する費用	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用			
		危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する費用	土地取得に要する費用	敷地造成に要する費用	
975,000円／戸	4,570,000円／戸	2,060,000円／戸	597,000円／戸		
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの				
	①市町村が作成する危険住宅移転に関する事業計画（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-③3.）に基づき行うものであること				
	②土砂災害特別警戒区域内から区域外への移転を行うものであること				
	③対象となる危険住宅は、原則として除却すること				
補助率	4分の1以内				
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる				

別表第12 (第3条関係)

補助事業名	住宅等土砂災害対策促進事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	危険住宅等を土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りにより想定される衝撃に対して一定の耐力を有する、外壁の改修や塀等の設置工事に要する経費
	限度額
	759,000円/戸又は工事費に23%を乗じて得た額のいずれか低い額
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①一級建築士又は二級建築士が土砂災害対策を計画したものであること ②建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となること
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる

補強コンクリートブロック塀の点検表
 (鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表を使用してください。)

	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	2.2mを超えている	
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	
		高さ2m以下で10cm未満	
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っていない	
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内に入っていない	
4	控壁 (高さが1.2mを超える塀の場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出していない	
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がない	
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
7	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（（一社）日本建築防災協会）により計算した結果、危険であると判断された	
	評価	7項目のうち1つでも当てはまれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です	
	位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	

組積造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	1.2mを超えている	
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10未満	
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍未満	
4	基礎	根入れ深さが20cm未満	
5	傾き ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
6	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（（一社）日本建築防災協会）により計算した結果、危険であると判断された	
	評価	6項目のうち1つでも当てはまれば、組積造の塀の安全対策が必要です	
	位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	

木造の住宅等の老朽度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁（注）	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25	
2	構造の腐朽又は破壊の程度	③基礎、土台、柱又ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁（注）	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの（注）	15	
			外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの（注）	25	
		⑤屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
			屋根が著しく変形したもの	50	
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
			延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10

合計	点
----	---

（備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

（注）界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

鉄筋コンクリート造の住宅等の老朽度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	55
		②外壁（注）	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25	
2	構造の劣化又は破壊の程度	③基礎、柱、はり又は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	100
			変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		④外壁（注）	外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離の恐れのあるもの（注）	15	
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		⑤屋根	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
			たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁、開口部等	
外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30				

合計	点
----	---

（備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

（注）界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

コンクリートブロック造等の住宅等の老朽度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	耐力壁の基礎がコンクリートブロック造でないもの	10	55
			耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15	
			基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	
		②外壁（注）	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25	
2	構造の劣化又は破壊の程度	③基礎、柱、はり又は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	100
			変形又は不動沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			変形又は不動沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			変形又は不動沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		④外壁（注）	外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離の恐れのあるもの（注）	15	
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		⑤屋根（ただし、小屋組が木造の場合にあっては、別表1の測定基準及び評点を適用するものとする。）	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
			たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁、開口部等	
外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30				

合計	点
----	---

（備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

（注）界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

空き家活用リフォーム設計基準

【標準型】

項目	内容			
断熱改修工事	右記の断熱改修工事の範囲において、別表「断熱改修設計基準」に記載する基準に適合する工事をいずれか一以上実施すること。	「寝室+トイレ」又は「居間+脱衣室」を含む階全体		
		「寝室+トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下		
		「居間+脱衣室」とそれらの室をつなぐ廊下		
バリアフリー工事	右記のうち、いずれかの項目を一つ以上を実施すること。	手すりの設置工事	1) 浴室 2) 便所 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) バルコニー 6) 玄関、廊下又は階段(空家内)	住戸1戸につき、1)から6)の施工部位のうち少なくとも3施工部位以上施工するもの
		段差解消	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床	住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの
		廊下幅等の拡張	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段	住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの
トイレの水洗化工事	和式便器から洋式便器等への変更(水洗トイレ又は簡易水洗トイレに改善するものに限る。)			

【こうち健康・省エネ住宅型】

こうち健康省エネ住宅型の工事は上記の断熱改修工事とバリアフリー工事に加えて以下に示すリフォーム工事を行うものとする。

空気環境(シックハウス対策)	建築基準法(昭和25年法律第2の1号)第28条の2の規定に基づくシックハウス対策(内装仕上げ規制)の実施		
地域材利用	いずれかの選択項目を一つ以上採用すること	内装仕上げに県内産の木材を使用	
		内装仕上げに土佐和紙等の県内産の建築資材を使用	

別表 断熱改修設計基準

断熱改修範囲 (いずれかのゾーンを選択)		左記の断熱改修工事の範囲において、次の組み合わせのいずれかを実施																		
改修箇所	開口部 ※					屋根又は天井		外壁				床		外壁及び間仕切り壁						
	改修後の熱貫流率 (W/m ² K)					改修後の熱抵抗値 (m ² K/W)														
基準値	2.33以下	2.33超～3.49以下	3.49超～4.65以下	4.65超		屋根:4.6 天井:4.0	1.8	2.2 ※気流止め設置と可		1.199997559		床:2.2		0.9	2.2 ※外壁は気流止めと可 ※間仕切り壁は気流止め設置のみでも可		1.2 ※対象間仕切り壁は気流止め設置のみでも可			
改修仕様 (例)	木製(又はプラスチック製)サッシ+低放射複層ガラス(A12)に交換	金属・プラスチック(木)複合構造サッシ+低放射複層ガラス(A12)に交換	木製(又ははプラスチック製)サッシ+複層ガラス(A12)に交換	金属製熱遮断構造サッシ+低放射複層ガラス(A12)に交換	2重サッシ又は複層ガラス(A6)に交換	既存単板ガラス+断熱フィルム貼り	熱伝導率区分C【λ】=0.04～0.035 屋根:185mm 天井:160mm	熱伝導率区分D【λ】=0.034～0.029 屋根:160mm 天井:140mm	熱伝導率区分C【λ】=0.04～0.035	熱伝導率区分D【λ】=0.034～0.029	熱伝導率区分C【λ】=0.04～0.035	熱伝導率区分D【λ】=0.034～0.029	熱伝導率区分C【λ】=0.04～0.035	熱伝導率区分D【λ】=0.034～0.029	熱伝導率区分C【λ】=0.04～0.035	熱伝導率区分D【λ】=0.034～0.029	熱伝導率区分C【λ】=0.04～0.035	熱伝導率区分D【λ】=0.034～0.029	熱伝導率区分C【λ】=0.04～0.035	熱伝導率区分D【λ】=0.034～0.029
						90mm	75mm	50mm	45mm	90mm	75mm	40mm	35mm	90mm	75mm	50mm	45mm			
1	●					●														
2	●							●												
3	●											●								
4	●														●					
5	●						●													
6	●									●										
7	●												●							
8	●																	●		
9			●				●													
10			●							●								●		
11			●							●				●						
12			●											●				●		
13			●					●												
14			●											●					●	
15				●			●													
16				●										●				●		
17				●				●											●	
18				●				●						●					●	
19					●		●												●	
20					●			●											●	
21					●			●						●					●	

※ 小窓などの開口部において、その開口部の面積の合計が改修範囲の床面積の2%以下の場合については、断熱改修の対象から除外する。